



衆議院憲法調査会ニュース

H15.2.7 Vol.42

第 156 回国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

2月6日に開会された小委員会

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会
安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会（第1回）

参考人：高橋 紘君
(國學院大学講師・東京経済大学講師・元共同通信記者)

質疑者

森岡 正宏君(自民)	伴野 豊君(民主)
赤松 正雄君(公明)	藤島 正之君(自由)
山口 富男君(共産)	北川れん子君(社民)
山谷えり子君(保守新党)	近藤 基彦君(自民)
大畠 章宏君(民主)	平井 卓也君(自民)

質疑終了後、自由討議

高橋紘参考人の意見陳述の要点

はじめに

- ・私は、記者という立場で、取材を通してこれまで見てきた天皇及び皇室という観点から、意見を述べる。

1. 皇位継承について

(1) 憲法及び皇室典範上における問題点

- ・新旧の憲法及び皇室典範の皇位継承に関する規定は、皇男子のみに皇位の継承権を認めている点等において、あまり異なるものとはなっていない。
- ・現在の男子による皇位継承を続けていくなれば、いずれ、皇族は途絶えてしまう。

(2) 過去における皇位継承の方法

- ・これまで男系男子による皇位継承が守られてきたのは、側室の存在によるところが大きく、旧皇室典範においても庶出の子による継承を認めていた。
- ・歴史上、推古天皇を初め 10 代 8 人の女性天皇

が存在するが、いずれも、(a)皇太子が幼少であった等の理由による中継ぎ的存在であり、また、(b)寡婦か独身の女性であって、あくまでも例外的なものであった。

(3) 旧皇室典範の制定過程

- ・旧皇室典範の初期の草案では、女性による皇位継承を認めようとしていた。
- ・これに対し、井上毅は、(a)過去の女性天皇はいずれも寡婦又は独身であって、これは男系男子を守るためだったこと、(b)欧州でも、女性による王位継承を認めていない国があること等の理由を挙げ、皇位の継承は男系男子に限るべきだとした。

- ・この結果、伊藤博文により、皇位の継承は、(a)皇胤に限る、(b)男系に限る、(c)一系にして分裂させないという三大原則ができあがった。

(4) 現行の皇室典範の制定過程

- ・現行の皇室典範の制定過程では、憲法 14 条との関係から、女性による皇位継承を認めるべきではないかという議論はあったが、男系男子のままとなった。
- ・幣原国務大臣の答弁にあるように、当時は、男系男子が途絶えるおそれがあるとは思われていなかった。ただし、金森国務大臣は、憲法 2 条の定める皇位の世襲は、憲法上は男系男子と決めているものではないとも発言していた。

(5) 皇室典範改正の必要性

- ・皇太子妃の懐妊後、世論調査では、女性による皇位継承を容認する声が高まっている。
- ・皇位の継承について、旧皇室典範の三大原則を守るならば、旧皇族を再び皇族に戻すことが考えられるが、これは、皇籍離脱後、半世紀以上を経た今日では、もはや無理であると言わざるを得ない。
- ・したがって、皇室典範を改め、女系による継承を認めるとともに、皇族があまり増えないよう配慮しつつも、皇族女子の宮家創設についても認めることとすべきである。
- ・なお、皇位の継承について、「男子優先」と男女の別なく「長子優先」という二つの考え方があるが、帝王学を通じて「天皇」という人格が形成されていくということにかんがみれば、長子

優先の方が良いと考える。

2. 象徴天皇について

- ・古来より、天皇には、(a)神事を大切にすること、(b)学問と教養を深めること、(c)万人に公平であることが求められ、名前にも、慈愛の心を表わす「仁」が用いられている。また、現在の天皇が即位に当たって述べた「おことば」のキーワードは、(a)国民とともに、(b)国民の幸福を願う、(c)憲法を遵守する、である。それが、まさに象徴天皇のあり方を示している。
- ・天皇には、「刃に血ぬらざる伝統」というものがあり、歴史上、明治天皇のような「軍服を着た天皇」は、ごくわずかにすぎない。
- ・これらにかんがみれば、「象徴天皇」とは、GHQによってもたらされたものではなく、古来より、そうであったと見るべきである。
- ・天皇制のあり方は、現在の天皇になって、発言・行動を自らの判断で自由に行うなど、随分変わったが、それは、現在の天皇が、昭和天皇と違って皇太子の時代から、「象徴天皇制」について考え、模索してきたからである。その意味で、現在の天皇は、日本国憲法の下で即位した「初代の象徴天皇」と言ってよい。

おわりに

- ・天皇や皇族の外国訪問は、政府の都合等によって行われており、また、「大物政治家」が随行することで、「皇室外交」として政治色が付けられてしまっている。こうした「政治色」は、排除されるべきである。
- ・天皇制の議論というと、どうしても旧憲法下の天皇制を思い浮かべてしまうが、国会においては、本来あるべき「象徴天皇」について議論していただきたい。
- ・皇室典範の改正を図り、皇位の安定を図るべきである。

高橋紘参考人に対する質疑の概要

森岡正宏君(自民)

- ・これまでの天皇制のあり方にかんがみて、1条は現在のままでよいが、天皇は我が国の元首であると憲法に明記すべきと考えるが、参考人はどう考えるか。
- ・皇位を長子継承とすると、長子が女子であった場合、その配偶者をどのように選ぶかが大きな問題となるのではないか。
- ・参考人は、宮内庁担当の記者であった経験から、皇族のプライバシー及び情報開示に関してどのように考えるか。

伴野 豊君(民主)

- ・憲法及び天皇制について、早い段階から子どもに教えるべきである。女性の天皇や国王を認める国の方が成熟した国家であると感じられるため、女性天皇制も認めるべきと考えるが、参考人はどう考えるか。
- ・外国の王族における、女王又は女性皇太子の配偶者について説明されたい。

赤松正雄君(公明)

- ・金森国務大臣は、女性天皇を認めることについては利害得失を考えていかなばならないと述べているが、ここでいう「利害得失」とはどういうものと考えられるか。
- ・女性天皇について議論することは、その他の天皇制の諸問題についての論議も巻き起こすのではないか。
- ・天皇と、首相公選制を導入した場合の首相との関係について、元首性との関連でどう考えるか。参考人は、皇族の外遊に有力政治家が随行することに批判的であるが、具体的にどのような問題があるのか。

藤島正之君(自由)

- ・天皇が「象徴」であるということ、具体的にどのようにとらえるべきか。
- ・天皇の政治的中立性についてどう考えるか。
- ・首相公選制を採用した場合、公選された首相の「元首」性が問題となると考える。現行憲法における天皇の立場と公選首相の立場は両立しうると考えるか。
- ・皇位は、男子による継承を優先として、男子のない場合に限り女子による継承が行われるとする方が、我が国の国民感情に適合するのではないか。

山口富男君(共産)

- ・参考人は、新旧皇室典範の内容がほぼ同じであると言うが、両法については、法規範上の違い、新旧憲法における主権の所在の違いを認識しておくべきではないか。
- ・天皇制の歴史は長い、その中でも、主権在民下の天皇制は現行憲法下の制度が唯一のものである。この点についてどう考えるか。
- ・現行憲法は、天皇の国事行為を厳格に規定しているが、これはどのような理由によるものと考ええるか。
- ・天皇の行為は厳格に解すべきであり、国事行為と私的行為の二分説が妥当で、公的行為の概念は認めるべきではないと考えるが、参考人は、

いわゆる皇室外交は国事行為との関係でどのような問題があるか。

- ・ 現行憲法には、元首に関する規定がない。もし、元首というのであれば、行政権の長である首相が元首であるか。したがって、天皇を元首と解することはできないのではないか。
- ・ 現在の天皇は、即位に当たって、「国民の幸福を願い、憲法を遵守する」という趣旨の発言をしたが、この発言は、憲法のどのような規定を踏まえたものか。

北川 れん子君(社民)

- ・ 女性天皇制度の導入には慎重であるべきと考える。参考人が、長子による皇位継承を主張する最大の理由は、男女平等の観点に立ってのものではなく、天皇制の存続を第一に考えてのものか。また、マスコミが男女平等の観点から女性天皇に言及していることについてはどう考えるか。
- ・ いわゆる「女性の視点」からは、皇族の中にも、我が国の伝統的制度的問題である家父長制や家制度の問題が残っていると考えられる。このような、「女性の視点」から見た天皇制についてどう考えるか。
- ・ 退位の自由及び皇籍離脱の自由を含め、天皇や皇族の人権についてどう考えるか。また、皇族女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性の自己決定権)についてどう考えるか。

山谷 えり子君(保守新党)

- ・ 皇室の神事や祭祀は、日本の歴史や伝統等と一体のものであり、国民に日本の象徴としての天皇を感じさせるものといえるが、メディアや学校教育はそういったことを伝えていない。このような状況では、国民、ことに若者の皇室への理解は十分ではないと言え、よってその下での世論調査には疑問を感じるが、いかがか。
- ・ 象徴天皇制を次代に受け継いでいくためにも、象徴天皇制について議論していくことは重要であるにもかかわらず、今まであまりなされてこなかったと思うが、いかがか。

近藤 基彦君(自民)

- ・ 現在の国民の天皇制への関心は高く、また、女性天皇を認めようという合意も得られつつあると言えようが、他方で、皇位は男子に限るべきだと主張する人々がいる。しかし、これらの人々の意見は、旧皇室典範の背景にある考えとは異なるものと思われるが、いかがか。

- ・ 女性天皇を認めるとなれば、その配偶者として、民間から男性を迎えることになるが、その場合の国民感情はいかがか。

大 嶋 章 宏君(民主)

- ・ 69条によらず、天皇の国事行為である7条のみによって衆議院の解散を行うのは問題ではないかと考えるが、いかがか。
- ・ 天皇の元首性という問題と抵触するので首相公選制を採用することは難しいという意見があるが、これについて参考人はどう考えるか。
- ・ イギリスは「議会君主制」の国であると言われるが、他方で、我が国の制度はどう名付ければよいか。

平 井 卓 也君(自民)

- ・ 皇室典範の改正は必要であるという漠然とした感覚はあるが、日本人にはそういった問題を先送りするようなどころがある。しかし、天皇とは我々のナショナル・アイデンティティーであり、「唯一の文化」でもあることから、いずれ日本人は知恵をしばってこの問題を解決していくことと思う。これについて、参考人はどう考えるか。
- ・ 天皇は、内閣の「助言と承認」による国事行為、例えば、國務大臣の任命等の「裁可」に当たって、これを拒否しうるか。
- ・ 現行憲法の天皇に関する規定に問題点はないと思うが、「象徴」という言葉にはよく分からないところもある。天皇は「象徴」としての行為を自ら決定して行うものではないかと思うが、いかがか。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

奥野 誠 亮君(自民)

- ・ 1条で、天皇の地位が「国民の総意に基づく」とされているのであるから、天皇は、元首という言葉がいいかどうかは別にして、日本国民を代表する地位にあるか。
- ・ 他方、8条で、皇室の財産授受に関して国会の議決を要するとして煩雑な手続が要求されているのは、1条の規定と比べて違和感を感じる。これは、現行憲法制定時に、GHQが皇室の財産規模を制限する目的でなされたのではないかと考える。
- ・ 連合軍による占領中であったことなど、現行憲法が制定された当時の状況を整理した上で、我が国の伝統を踏まえつつ新しい日本をつくることの発想の下、新しい憲法を考えることが必要で

ある。

中山太郎会長

- ・高橋参考人に対する質疑では、各党から天皇それ自体に対する反対論は出されなかったように思う。今後、議論を進めていく上で、各党が天皇制に対してどのような考えを持つかは重要であると考えている。この点について、共産党の山口委員から考えを伺いたい。

山口富男君(共産)

- ・奥野委員から「天皇は日本国民を代表する地位にある」との趣旨の発言があったが、天皇は象徴であり、代表とは意味合いが異なるを考える。また、皇室の財産授受に国会の議決を要している8条の制度は、憲法の枠組みの中で定められている法的な制度であると考えている。
- ・各党の天皇制に対する考え方が、今後の議論において重要であるとは考えていない。主権在民という原理と象徴として特定の一家族が定められていることとの間には、やはり矛盾があると考えている。現行憲法においては国事行為が厳格に定められるなどしており、天皇制の問題は当面の課題とはならないと考える。

中山太郎会長

- ・公選された首相が元首であるとの立場、天皇が元首であるとの立場、天皇は象徴であるとの立場のうち、どれが最も好ましいと考えるか。改めて山口委員に考えを伺いたい。

山口富男君(共産)

- ・天皇制は、歴史の中で解消されていくことが望ましいと考えるが、現在は、憲法上、天皇は象徴であり、当面の課題となっていない。

中山太郎会長

- ・社民党の北川委員は、山口委員に伺った諸点について、どのように考えるか。

北川れん子君(社民)

- ・社民党の公式の見解ではないが、私は、女性天皇に関しては、慎重であるべきと考える。
- ・国民の「総意」が変化すれば、象徴の意味合いも変化すると考える。
- ・憲法の定める主権在民や女性の人権という観点からすると、それらと天皇制との間にはやはり齟齬が感じられ、天皇制が制度としてなくなることを希望したい。

中山太郎会長

- ・高橋参考人は、天皇となるべき者には幼少の頃から帝王学を学ばせるべきであり、敬宮愛子様ですでに1歳を迎えられていることもあるので、女性天皇を認めるための皇室典範の改正は早急に考えられるべきであると述べたが、この見解について、北川委員はどのように考えるか。

北川れん子君(社民)

- ・皇室典範は、日本国憲法と比べると、あまりに異なるものであると感じる。天皇の人間としての人権が守られる方向で皇室典範改正の議論がなされるのでないならば、改正には反対である。

中山太郎会長

- ・共産党、社民党両党の委員からの意見について、赤松委員はどのように考えるか。

赤松正雄君(公明)

- ・憲法と皇室典範との間にギャップを感じるのと北川委員の発言の趣旨は、理解できる。
- ・山口委員の意見は、象徴天皇制を当面は変える必要はないが、「長期的なスパンで見た場合には変えていくべき」と理解してよいか。

山口富男君(共産)

- ・憲法自体が、国民の判断で天皇制を変えうる仕組みを有していると考えている。主権在民という原理と象徴として特定の一家族が定められていることとの間には、やはり矛盾があり、天皇制は自ずと解消へ向かうと考える。

仙谷由人会長代理

- ・大日本帝国憲法に定められた告文や憲法発布勅語等を、今一度読み直す必要がある。
- ・大日本帝国憲法の制定された当時、政府は、天皇は神であり、女性は不浄であるから皇位に就けるべきではないとの誤った考えを有していたように思われる。そして、それが現在の皇室典範にも反映されているのではないかと。女性天皇については賛成であるが、その議論をする前提として、天皇が男性でなければならなかった理由、王政復古や王権神授説等のある種の虚構が濫用され日本が第二次世界大戦へと突き進んだという経緯等を総括することが必要であると考えている。

奥野誠亮君(自民)

- ・男系男子の皇位継承を変更することは、時期尚早ではないか。皇室典範の改正は法律問題であり憲法問題ではない。また、天皇は神であり不

浄である女性は皇位に就けないとの話は初めて聞いたし、終戦直後の議論にもそのようなことは出てこなかったはずである。

仙谷由人 会長代理

- ・私の言ったのは、第二次大戦直後ではなく、明治維新後の大日本帝国憲法制定時の話である。

中野寛成君(民主)

- ・女性天皇の是非は、皇孫の中に男子がいないという観点から論じるのではなく、それが天皇制の在り方、両性の平等など一つの国の在り方や哲学に関わる事柄であることを踏まえた上で論じるべきである。結論としては、女性天皇を認め、皇位は長子継承とすべきと考える。
- ・皇室典範は、憲法と同じタイミングで検討し、議論し、改正していくべきである。
- ・1条の「総意」とは具体的にはどういうことであるかや、天皇の国事行為として掲げられている7条4号の「国会議員の総選挙」は「衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙」と書き換える等、天皇制に関わる整理すべき点はいくつかあると考えるが、象徴天皇制は国民の間に浸透しており、存続させていくべきであるとする。

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会(第1回)

参考人：森本敏君
(拓殖大学国際開発学部教授)
五十嵐敬喜君
(法政大学法学部教授)

質疑者

下地 幹郎君(自民) 首藤 信彦君(民主)
赤松 正雄君(公明) 藤島 正之君(自由)
春名 真章君(共産) 金子 哲夫君(社民)
井上 喜一君(保守新党) 近藤 基彦君(自民)
桑原 豊君(民主) 谷本 龍哉君(自民)

質疑終了後、自由討議

森本敏参考人の意見陳述の要点

1. 事態と憲法上の規定
 - ・「非常事態」、「緊急事態」及び「有事」の概念を明確にするとともに、そのような事態に関する規定を憲法に設けることの要否及び必要であるとした場合の規定ぶりについて、議論する必要

がある。

- ・私は、「非常事態」とは、戦争、内乱、暴動、恐慌、自然災害、伝染病等を包括的に含むもので、戦争や内乱以外の事態を意味する「緊急事態」よりも広い概念であると考えている。また、現行憲法には非常事態条項が存在しないが、このことが非常事態時における体制の整備を遅らせた原因であると考えている。したがって、非常事態時における国家、政府及び国民の対応や、権利義務関係の基本についての原則的事項を憲法に明記すべきと考える。

2. テロ等への対処 - 法的側面

- ・テロが国家でなく組織等により実行され、また、近年、その活動が複雑化かつ過激化していることにかんがみれば、テロへの対応に当たっては、防衛、外交、情報、出入国管理等を統一方針の下に総合的かつ有機的に機能させる必要がある。
- ・そのためには、(a) 国内法の整備、(b) 国家体制及び社会体制の確立、(c) 国民の意識啓発及び訓練が重要である。
- ・特に、(a) については、国家による武力攻撃への対処を定める有事法を制定するとともに、テロ、自然災害等に関する既存法を統合して、国家として統一的な行動が可能となるような法整備をすべきである。

3. 国家の緊急事態に対応するための法体系

- ・「緊急事態」(及びこれに加えて「有事」)への包括的対応を可能とするためには、憲法改正によりそのような事態に関する規定を設けることが望ましいが、当面は、「国家安全保障基本法」を早急に制定すべきである。
- ・「国家安全保障基本法」には、国家としての国際協力の在り方等をも定め、同法の下に、外国からの武力攻撃への対処を定める「有事法」と、テロ、自然災害等への対処を定める「緊急事態対処法」を制定すべきである。
- ・テロ等の緊急事態への対応に当たっては、(a) 情報機能の強化、(b) 関係各機関の総合調整及び有機的運用、(c) 国民協力のための権利義務関係の憲法の下での明確化が重要である。
- ・米国が先制攻撃によるテロ対応を表明する状況において、日本は、テロ対応に当たって、自衛権といった従来からの形によるのではなく、非常事態に関する法整備を通じた抑止の戦略をとるべきである。

五十嵐敬喜参考人の意見陳述の要点

1. はじめに
 - ・憲法に非常事態に関する規定はないが、「非常

事態は起こる」ということを前提に考えるべきである。

- ・非常事態には、自然現象として地震、水害等が、人為的現象として原発、テロ、戦争がある。

2. 現代非常事態の特徴

- ・非常事態に関する従来の議論では、多くの非常事態が「依存型社会」である都市で起こるという観点が欠けていた。都市で非常事態が発生した場合は途方もない被害が発生するということ直視した上で、非常事態について考えるべきである。

3. 国の対応

- ・非常事態に対する国の対応は、(a) 自給自足の「農村型社会」を前提にした個別対応法によっており、全体的な予防・対処となっていない、(b) 中央による対応が全面に出て、現場主導となっておらず、また、各省庁ごとに対応する縦割り行政の弊害が見られる、(c) 自治体が機能し得るシステムと市民や NGO の参加が欠落している、といった問題点がある。

4. 具体的な提案

- ・具体的な提言として、(a) 危機対応には権限の集中が重要であるが、事後点検も重視すべきであること、(b) 危機対応組織として米国の FEMA (連邦緊急事態管理庁) を参考にすること、(c) 危機管理体制として、首相に権限を集中しつつ、連邦議会による厳しいチェックをすることを旨とした緊急事態規定を持つドイツ基本法を参考にすること、の3点を挙げる。
- ・有事に際しては、どの程度の自衛権行使が認められるかは意見が分かれるところであるが、市民の生命・自由・財産を守るために有事に備えることは必要であり、その際、「都市は戦争できない」ということを前提とすべきである。また、軍事によることは最低限とすべきであり、国連安全保障体制への積極的な関与や外交努力等の有事の予防に万全を期すべきである。

5. 結論

- ・(a) 包括的な危機管理法を制定し、(b) 内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省、警察庁、消防庁、海上保安庁、自衛隊等から成る危機管理庁を設置し、我が国の危機管理を包括的に担当させることを提案する。

森本敏参考人及び五十嵐敬喜参考人に対する質疑者及び主な質疑事項等

下地 幹郎君 (自民)

< 森本参考人に対して >

- ・国際的なテロが起きたときの日本の役割の重要

性にかんがみれば、「武力行使と一体化」を基準とする国際協力ではなく、国連決議に基づく国際協力を行うという仕組みやその際の協力の基準を憲法上明記するべきであると考えが、いかがか。

- ・有事法制は、法として明文化することで、緊急事態における国民の権利の制約に関する拡大解釈を避け、結果として人権侵害を防ぐという面もある。この点を踏まえた上で、有事法制について、どのように考えるか。
- ・テロや有事への対応は、日米安保の枠組みを前提としたものであることにかんがみれば、「国民の理解」を得るためには日米地位協定の改定が必要だと考えるが、いかがか。

< 五十嵐参考人に対して >

- ・阪神・淡路大震災時の救助にたずさわった際、非常時における国と地方自治体との指揮命令系統の不明確さを痛感したが、参考人の言うような危機管理庁を設けて各種権限を移譲し、地方自治体との連携を図ることで、この問題を解決できると考えるか。

首藤 信彦君 (民主)

< 五十嵐参考人に対して >

- ・緊急事態法制を議論するに当たっては、私権制限の問題等の憲法問題を議論しなくてはならないと考える。参考人は、緊急事態への対応と日本版 FEMA の設立を提言されるが、その前提として、まず、憲法改正を主張するべきであると考えが、いかがか。

< 森本参考人に対して >

- ・日本には米軍基地があり、緊急事態においては、日本の主権と在日米軍の活動との関係が問題となる。有事法制については、この両者の関係について、国民を守るという観点から規定していくべきであると考えが、いかがか。

赤松 正雄君 (公明)

< 森本参考人に対して >

- ・9.11 テロ以降、自衛権の概念だけではもはや対応できず、新たなテロの抑止策を考える必要がある。そのためには、自衛権ではなく、「反テロ権」とも言うべきものに基づくテロ撲滅のための国際協力体制を築くことが必要であり、また、そうすることで、従来の9条の枠内での対応とは別の対応ができると考えるが、いかがか。

< 五十嵐参考人に対して >

- ・参考人は有事関連3法案には否定的な見解のようであるが、今、優先すべきは自然災害のような事態への対応であるという考えか。万が一に

備えて有事法制を整備することが必要ではないか。

藤 島 正 之君(自由)

<両参考人に対して>

- ・米国の設立した本土安全保障省は有効に機能すると思うか。また、我が国にそのような組織を導入する可能性とその際に障害となるような問題点や、その有効性について、どう考えるか。
- ・非常事態においては、自治体の首長の協力が必要となるが、首長の個人的考えで協力しないことがないように、法的拘束力を持つ規定が必要ではないか。

<森本参考人に対して>

- ・米国が「拒否的抑止」の考え方を打ち出すなど、今後、テロに対しては、自衛隊とは違う国際法上の枠組みが必要となると考えるが、この問題に関する国際的議論の動向は、どのようなものか。

<五十嵐参考人に対して>

- ・有事に関しての諸外国の規定には、一定のパターンのようなものがあるか、それとも、各国で異なるのか。

春 名 真 章君(共産)

<森本参考人に対して>

- ・参考人は、その著書において、我が国の有事法制が日米ガイドラインの要請であると述べている。現在我が国で考えられている有事法制は、米国との関係を前提にしたものであると思うが、米国の動向、特に先制攻撃も辞さないという戦略と我が国の有事法制との関係について、どう考えるか。

<五十嵐参考人に対して>

- ・有事関連3法案において想定される事態が非現実的であるという点について、改めて御説明いただきたい。

金 子 哲 夫君(社民)

<森本参考人に対して>

- ・米国のパウエル国務長官のイラクの査察の妨害等に関する発表は、イラクに対する軍事行動の根拠とはならないとするのが世界的な趨勢であると思うが、いかがか。また、仮にイラクに対して軍事行動を起こすとしても、最低限、武力行使を容認する新たな国連決議が必要と思われるが、いかがか。
- ・抑止力の名の下、膨大な核兵器が保有されることとなったことにかんがみれば、抑止力論の持つ危険性は明らかである。「拒否的抑止」も、そ

れに対する「反撃」を惹起するおそれがあり、新たな問題を生じさせるだけではないか。

<五十嵐参考人に対して>

- ・非常事態を考えるに当たっては、人為的なものと自然災害を区別するべきであると思う。その上で、災害に対処するために自衛隊とは別組織を作り、これに対処させることがより効果的かつ現実的ではないか。

井 上 喜 一君(保守新党)

<森本参考人に対して>

- ・危機管理については、さまざまな事態における国の権力行使の在り方、国民の権利の制限等について憲法に規定する必要があるが、その規定は、さまざまな事態について包括的に対応できるものとすべきである。参考人は、「有事」「非常事態」「緊急事態」への対応について別々に憲法に規定すべきと考えるのか。
- ・「国家安全保障基本法」では、どのような事項について規定すべきであると思うか。
- ・日本において、危機管理体制の整備が遅れているのは、9条が大きな原因であると思うが、いかがか。

近 藤 基 彦君(自民)

<両参考人に対して>

- ・国家緊急権を憲法に規定すべきであると思うか。また、現在、憲法には緊急事態に関する規定がないが、緊急事態が起こった場合に憲法を超えた対応が可能であると思うか。
- ・北朝鮮による拉致は、国家主権の侵害であると思うが、これは、緊急事態や非常事態として評価できるのか。また、拉致は国家犯罪であり、日本は、国連で問題にすることを考えてもよいのではないか。

桑 原 豊君(民主)

<両参考人に対して>

- ・ドイツ基本法では、緊急事態の認定やその際の軍隊の出動等について連邦議会が深く関与することとなっている。これに対し、日本では、自衛隊の出動が国会の事後承認で認められる場合もある等、国会の関与が弱いと思われる。ドイツとの比較において、緊急事態に際しての日本の国会の関与の在り方をどのように考えるか。
- ・有事法制は、国民の権利を守る反面、これを侵害する危険性もある。このことにかんがみると、ドイツにおいて、有事に際していかなることがあっても守るべき人権と制限が認められる人権が基本法上区別されていることが参考になると

考えるが、いかがか。

谷本龍哉君(自民)

<両参考人に対して>

- ・現在、テロを支援している国家があるが、さらに資金援助等を行うことによりテロ組織を傭兵的に利用することも考えられる。傭兵的なテロ組織によるテロは実質的には戦争とも評価できる。このようなテロに対し、日本の現在の法制度ではどのような対応が可能なのか。

自由討議における発言の概要

中山太郎会長

- ・専門家である参考人から、非常事態体制の整備に関する国会の責任について、厳しい指摘を受けた。日本に住む人々がいかに安全で幸せに暮らせるかについて、国会議員として、党派を超えて議論することが極めて重要であると改めて感じた。今後も、こうした問題について、論議を深めていきたい。

2月の予定 憲法調査会及び小委員会の開会予定

憲法調査会及び各小委員会につきましては、原則として以下の日程等によることが予定されておりますが、諸般の事情により変更される可能性があります。

日付	開会時刻	小委員会・参考人等
2.13 (木)	午前 9:00	統治機構のあり方に関する調査小委員会 〔テーマ〕 地方自治(道州制・都道府県合併について) 参考人: 増田寛也君 (岩手県知事)
	午後 2:00	基本的人権の保障に関する調査小委員会 〔テーマ〕 教育を受ける権利(教育基本法改正を含む) 参考人: 鳥居泰彦君 (慶應義塾学事顧問、日本私立学校共済・振興事業団理事長) 岡村遼司君 (早稲田大学教授)
2.27 (木)	午前 9:00	憲法調査会

3月以降の日程については、HPをご覧ください。

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数: 1937件(2/7現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1174	封書	386
FAX	225	E-mail	152

- ・分野別内訳

前文	101	天皇	75
戦争放棄	1319	権利・義務	53
国会	33	内閣	32
司法	9	財政	11
地方自治	10	改正規定	14
最高法規	8	その他	1187

- ・中間報告書に関する意見: 7件

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875

E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp

郵便 〒100-8960

千代田区永田町1-7-1

衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

メールアドレスが変わっております。
“kenpou@shugiin.go.jp”

“kenpou@shugiinjk.go.jp”

ご注意ください。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。

正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

《衆議院会議録議事情報》

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm

《国立国会図書館》

<http://kokkai.ndl.go.jp/>